

陳 情 文 書 表

令 3 陳 情 第 8 号	令 和 3 年 8 月 1 8 日 受 理
件 名	シルバー人材センターへの支援について国に意見書提出を求める陳情
陳 情 者	秦野市緑町16番3号 公益社団法人秦野市シルバー人材センター 理事長 宮寄 陸朗
陳 情 の 要 旨	
<p>我が国では、人口減少、少子高齢化が急速に進行する中で、高齢者が活躍できる環境の整備を目的として、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」（以下「高齢者雇用安定法」という。）の改正法が令和3年4月1日から施行され、70歳までの就業機会の確保が企業の努力義務とされるなど、誰もが生涯現役で活躍できる社会の実現が求められています。</p> <p>そうした中、シルバー人材センターは、高齢者の多様な能力と豊富な知識・経験を生かした就業機会を確保・提供すること等により、高齢者の社会参加の促進、生きがいの充実及び健康の維持増進、ひいては地域社会の活性化、並びに医療費及び介護費用の削減などに貢献できるよう努めています。</p> <p>また、定年延長等社会環境の変化により会員数の急拡大は厳しい状況にありますが、新規入会者、とりわけ女性会員拡大に向け、新たな分野の就業開拓やマッチング機能の充実・強化、就業中の事故防止等安全就業の推進などに取り組んでいるところです。</p> <p>しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、民間企業などからの受注が減少傾向にある中、シルバー人材センターの事業運営に係る主な収入は、事務費、会費、そして補助金等であることから、今後も、高齢者の就業機会確保等センター事業を継続していくためには、事務費や補助金等の確保に努めることが必要であります。</p> <p>さらに、令和5年10月1日から、複数税率に対応した適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」という。）が導入される予定です。現在、シルバー人材センターが会員に支払う配分金には消費税を含んでいますが、仕入税額控除により、原則、配分金に関して消費税納税の必要がありません。また、会員は、年間の配分金額が1,000万円を超えないため、消費税の納税</p>	

義務が免除される事業者（以下「免税事業者」という。）となっています。

インボイス制度導入後は、免税事業者である会員は適格請求書を発行できないため、シルバー人材センターとして仕入税額控除を行うことができなくなり、消費税相当額を新たに負担し、納税する必要があります。しかし、公益社団法人であるシルバー人材センターは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に定める収支相償の原則により、新たに生じる税を賄う財源がありません。このことはまさに、死活問題であり、存続の危機となります。

シルバー人材センターは、高年齢者雇用安定法に基づき設立された公益社団法人であり、人生100年時代を迎え、生涯現役社会の実現が求められる中で、その役割は、一層重要となっていることから、次の事項について、地方自治法第99条の規定に基づき、国に対し意見書を提出していただきたく陳情いたします。

陳情事項

- 1 令和4年度予算において、シルバー人材センター事業を推進していくために必要な、センターに対する補助金を確保すること
- 2 シルバー人材センターにとって新たな税負担が生じることは、運営上の死活問題であり、存続の危機である。インボイス制度導入後も、シルバー人材センターにおいて、事務局体制を維持し、安定的な事業運営が可能となるよう、必要な措置等を講じること